固定資産の減価償却開始月の登録誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
地方独立行政法人大阪府立病院機構	母子保健総合医療センターでは、平成23年度から3年にかけて手術棟の増設工事が行われ、平成26年3月に工事完成後、引渡しを受け、同月に医療器具等の器械備品(626点)を購入し、当該手術棟は同年5月から使用を開始した。 器械備品の減価償却は、使用開始月である平成26年5月から開始すべきであるが、登録担当者が使用開始日を確認することなく購入した同年3月から開始されており、平成25年度の減価償却費が12,266千円過大計上となっていた。 固定資産取得件名一覧表には、取得年月日の記載欄はあるが、使用開始日の記載欄がないことから、取得年月日で登録したことが原因である。	う登録を是正するとともに、本件のように固定資産の取得日 と使用開始日が異なる場合には、減価償却開始日に誤りが起	各センターからの報告様式である「固定資産取得件名一覧表」に「使用開始日」の欄を新たに設けた。また、過大計上となっている減価償却費について、平成26年度決算作業で修正を行った。